

労働安全衛生規則

第1章 総則

第1条(目的)

この規則は、労働安全衛生法(以下「法」という。)及び関連法令に基づき、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進することを目的とする。

第2条(適用範囲)

この規則は、当社に雇用されるすべての労働者に適用する。

第3条(遵守義務)

社員は、本規則および関係法令を遵守し、安全衛生活動に積極的に協力しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

第4条(安全衛生管理責任者)

代表取締役は、事業場全体の安全衛生管理を統括し、安全衛生に関する計画の策定・実施を行う。

第5条(安全衛生推進者)

従業員が50人未満のため、安全管理者および衛生管理者の選任に代えて、安全衛生推進者を選任し、安全衛生活動の推進を行う。各部の部長を安全衛生推進者とする。

第6条(職長の責務)

各現場の職長または現場代理人は、作業開始前のKY(危険予知)活動を実施し、作業員への安全指導、危険箇所の是正、災害防止に努めなければならない。

第3章 教育・訓練

第7条(新規入場者教育)

新たに雇い入れた者、または新しい現場に入場する者に対し、安全衛生教育を実施する。

第8条(特別教育・技能講習)

特定の危険有害業務に従事する者には、法令に基づき特別教育・技能講習を受講させる。

第9条(定期教育)

必要に応じて、安全衛生に関する社内教育・ミーティングを行い、労働災害防止の意識を高める。

第4章 安全管理

第10条(安全点検)

現場代理人は、毎日の始業時点検及び定期安全パトロールを実施し、危険箇所の早期発見と是正を行う。

第11条(作業手順)

各工事における作業手順を定め、これに基づいて作業を行わなければならない。

第12条(保護具の使用)

安全帽、安全帯、安全靴等の保護具を適切に使用しなければならない。

第13条(機械・設備の管理)

使用前点検を行い、異常がある場合は直ちに使用を中止し、上長に報告する。

第5章 衛生管理

第14条(健康診断)

従業員に対し、法令に基づく定期健康診断を実施する。

第15条(作業環境)

作業場所の換気、照明、整理整頓を徹底し、快適な作業環境を保持する。

第16条(熱中症・感染症対策)

高温多湿・感染症流行時には、水分補給・休憩確保・マスク等の衛生管理を徹底する。

第6章 災害発生時の措置

第17条(災害発生時の報告)

労働災害が発生した場合は、直ちに現場代理人を経由して代表取締役報告する。

第18条(応急措置)

負傷者に対し適切な応急措置を施し、必要に応じて救急搬送を行う。

第19条(再発防止)

災害原因を調査し、対策を講じ、再発防止を図る。

第7章 表彰および懲戒

第20条(表彰)

安全衛生活動において功績のあった者に対しては、表彰を行うことができる。

第21条(懲戒)

本規則に違反した者には、就業規則に基づき懲戒処分を行う場合がある。

第8章 附則

第22条(規則の改廃)

本規則の改廃は、代表取締役が行う。

第23条(施行期日)

本規則は、令和6年4月16日より施行する。

富士興業株式会社

代表取締役 高橋 正之